

外国語指導講師業務委託仕様書

本仕様書は、稲美町における外国語指導講師業務委託契約の内容及び履行方法等の細則について定めることを目的とする。

1. 事業者の責務

委託する業務は、次に定める英語指導業務及び当該関連業務とし、受託者は、善良な管理者の注意を持って業務を履行する。

2. 業務内容

業務内容は、次の通りとする。

- (1) 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング
- (2) 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案
- (3) 外国語活動、英語の授業において使用する教材の開発及び提供
- (4) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案
- (5) 外国語指導講師による英語指導業務
- (6) 担当教員等との英語会話の実演
- (7) 国際理解教育、英語の授業における、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、プラクティス、プロダクション、評価等の実施
- (8) 異文化理解、異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施
- (9) 英語理解度測定テスト、英語力測定テストの実施、採点、提出
- (10) スピーチコンテストにおける判定、助言、指導
- (11) 文化祭、体育祭、学校行事等における児童・生徒との交流、英語指導
- (12) 夏季休業中等における居場所づくり事業での英語指導
- (13) 教職員に対する英語研修
- (14) 教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供
- (15) 教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- (16) (1)～(15)に付随又は関連する業務
- (17) その他、両者協議の上、両者が合意した業務

3. 業務履行場所

業務履行場所は、稲美町内中学校、小学校、幼稚園、及び教育委員会が指

定する場所とする。

4. 契約期間及び業務履行日時

(18) 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、その期間の履行状況が良好であると認められれば、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで契約をする。更に上記期間の履行状況が良好であると認められれば、令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで契約をする。以降令和 12 年度まで同様とする。

また、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、本町の休校日、及び本町が指定する日は業務の履行を要しないものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、配置を指示する。

(19) 業務の履行は、午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分の間で、1 日 8 時間以内とする（休憩時間も含む）。

(20) (18)、(19)の詳細は、両者協議・合意の上、本町から受託者へ通知する。

(21) 業務履行場所において行事等の都合上、業務履行日時を変更する場合は、予め両者協議・合意の上、変更することができる。

(22) 本町が、(18)、(19)で規定する業務履行日時以外に前記 2. の業務内容を受託者に追加する場合、受託者は委託料を増額することによりこれを受託するか、追加業務履行分を予定された総業務履行日時の中で相殺することを選択することができる。

5. 業務従事者

(23) 業務を履行するにあたり、受託者は業務実施担当者を定め、本町へ事前
に通知すること

(24) 外国語指導講師は、次の条件を満たす者とする

a) 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者

b) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者

c) 本受託業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者

d) 受託業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者

e) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者

f) 法令を順守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること

6. 業務の履行

受託者は、業務の履行にあたり、次の事項を遵守する。

- (25) 業務の実施担当者を定め、業務の趣旨に従い、受託者の責任において業務を完遂すること。
- (26) 業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、必要に応じて直ちにその旨を本町に報告し、臨時担当者の氏名を本町へ通知の上、業務を履行すること。
- (27) 受託者の都合により、(26)による臨時担当者による業務の履行ができなかった場合、受託者は未履行分の業務を本町と調整の上、業務履行期間中の他の日に履行すること。
- (28) 受託者は、(26)の臨時的措置が長期に及ぶ時は、速やかに本町に報告を行うとともに、必要な管理上の措置をとること。

7. 業務責任者

業務の完遂を期し、受託者は業務責任者を定め、次の業務を行う。

- (29) 業務の実施担当者に業務命令を行うとともに、円滑な業務の履行を管理し、本町との連絡にあたらせること。
- (30) 業務の履行状況を把握し、適宜本町に報告を行うこと。

8. その他

- (31) 受託者は、業務実施担当者の使用者として労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行うこと。
- (32) 本町は、受託者が業務を履行するにあたり、業務の詳細等を業務履行前までに受託者へ送付する。
- (33) 受託者は、外国語指導講師業務委託契約書、本仕様書及び関連する法令に従い業務を履行すること。
- (34) 受託者は、業務等において外国語指導講師が、配置される学校の関係者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう指導するものとする。